

資料 2

総務大臣諮問第 3 1 3 号説明資料

総 郵 信 第 2 4 号

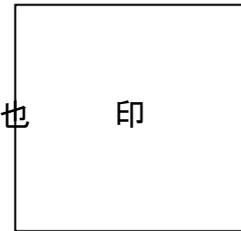
平成 2 0 年 4 月 2 2 日

郵政行政審議会

会長 森下 洋一 殿

総 務 大 臣

増 田 寛 也 印



諮 問 書

総務大臣諮問第 3 1 3 号

有限会社マルケー物流（代表取締役 櫻村 一美）ほか 9 者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 9 条の規定に基づき、別添のとおり特定信書便事業の許可申請があった。その概要は別紙 1 のとおりである。

これについて審査した結果は、別添審査結果（概要は別紙 2）のとおりであり、同法第 3 1 条各号の規定に適合しており、かつ、同法第 3 3 条において準用する同法第 8 条各号の規定に該当しないと認められる。よって、同法第 2 9 条の規定に基づき許可することとしたい。

## 特定信書便事業の許可申請の概要

## 1 申請者及び事業計画の概要

		1	2	3	4	5
申請者の概要		(有)マルケー物流 住 所：北海道札幌市 代 表 者：櫻村 一美 資 本 金：300万円 他の事業：貨物軽自動車運送業等	(株)サンセイ 住 所：東京都渋谷区 代 表 者：富田 稔 資 本 金：3,000万円 他の事業：ビルメンテナンス業等	北陸電通輸送(株) 住 所：石川県金沢市 代 表 者：柳原 豊樹 資 本 金：1,800万円 他の事業：一般貨物自動車運送業等	カリツー(株) 住 所：愛知県安城市 代 表 者：田上 順三 資 本 金：7,500万円 他の事業：一般貨物自動車運送業等	エイセブプラス(株) 住 所：愛知県名古屋市長 代 表 者：安藤 勝幸 資 本 金：1,500万円 他の事業：労働者派遣業
申請年月日		平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 2 日	平成 20 年 4 月 2 日	平成 20 年 4 月 3 日
① 参入分野 (注)	1号	○	○	○	○	○
	2号	○				
	3号	○		○		○
② 引受けの方法	営業所等	○				
	収集	○		○		
	巡回	○	○	○	○	○
	定期	○	○	○	○	○
③ 配達の方法	対面交付	○	○	○	○	○
	受箱等投函	○	○	○	○	○
④ 提供区域		【1号・3号】 引受地：北海道札幌市、石狩市、 江別市、小樽市及び北広島市 配達地：北海道 【2号】 北海道札幌市	【1号】 東京都及び北海道札幌市	【1号】 石川県金沢市、白山市、能美市、津幡町、 内灘町、野々市町及び川北町 【3号】 引受地：石川県金沢市 配達地：石川県金沢市、白山市（旧松任 市、旧鶴来町及び旧美川町に属する区域 に限る。）、能美市、津幡町、内灘町、野々 市町、川北町及び小松市	【1号】 愛知県	【1号・3号】 愛知県
⑤ 事業開始予定日		平成 20 年 6 月 1 日	平成 20 年 6 月 1 日	平成 20 年 6 月 1 日	平成 20 年 6 月 1 日	平成 20 年 6 月 1 日

注：1号→90cm/4kg 超の役務、2号→3時間以内の送達の役務、3号→1,000円超の料金の役務

## 2 3時間審査

① 最長時間経路	始点	65.2km 札幌市・中山峠				
	終点	札幌市・あいの里4-7				
② 提供区域の審査	主な送達手段	軽四輪自動車				
	引受等時間	15分				
	実測時間	走 125分 合計 140分				
	ATIS計測時間	走 142分 合計 157分				
③ 道路交通法令の遵守		○				

注：「実測時間」及び「ATIS計測時間」欄の「走」は走行時間、「合計」は引受等所要時間と走行時間の合計を示す。

## 3 事業収支見積り及び資金計画等（単位：百万円）

① 事業収支見積り 委員限り	初年度／全体					
	翌年度／全体					
② 算出方法	収入	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じる等して算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額を基に算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額等を基に算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額を基に算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額を基に算出
	支出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出	支出項目ごとに単価を積み上げる等により算出	支出項目ごとに単価を積み上げる等により算出	支出項目ごとに単価を積み上げる等により算出	支出項目ごとに単価を積み上げる等により算出
③ 所要資金／調達方法	委員限り					
④ 業務委託等の有無		—	—	—	—	—
⑤ 自動車輸送等に係る行政庁の許可等		○	○	○	○	○

注：「事業収支見積り」欄の「収」は収入、「支」は支出を示す。

「事業収支見積り」欄の「全体」は申請者が行う事業（特定信書便事業を含む。）全体の収支を示す。

## 特定信書便事業の許可申請の概要

## 1 申請者及び事業計画の概要

		6	7	8	9	10
申請者の概要		氷上運送(有) 住 所：兵庫県丹波市 代 表 者：北野 政弘 資 本 金：1,000万円 他の事業：一般貨物自動車運送業等	(有)真田運送 住 所：岡山県津山市 代 表 者：真田 静子 資 本 金：300万円 他の事業：貨物軽自動車運送業	福山通運(株) 住 所：広島県福山市 代 表 者：小丸 成洋 資 本 金：303億1,046万円 他の事業：一般貨物自動車運送業等	アイトータルサービス(有) 住 所：愛媛県松山市 代 表 者：宮田 哲明 資 本 金：1,000万円 他の事業：一般貨物自動車運送業等	コスモ(株) 住 所：佐賀県鳥栖市 代 表 者：久保 洋次郎 資 本 金：1,000万円 他の事業：葬儀業等
申請年月日		平成20年4月1日	平成20年3月31日	平成20年4月4日	平成20年4月1日	平成20年4月2日
① 参入分野(注)	1号	○	○	○	○	○
	2号				○	○
	3号		○		○	○
② 引受けの方法	営業所等		○		○	○
	取集	○	○		○	○
	巡回	○	○	○	○	○
③ 配達の方法	定期	○	○	○	○	○
	対面交付 受箱等投函	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
④ 提供区域		【1号】 兵庫県丹波市及び篠山市	【1号・3号】 岡山県(離島を除く。)	【1号】 広島県	【1号・3号】 愛媛県 【2号】 愛媛県松山市(離島を除く。)、伊予市、東温市、松前町及び砥部町	【1号・3号】 佐賀県、福岡県及び熊本県(各県とも離島を除く。) 【2号】 佐賀県鳥栖市、神崎市、基山町、みやき町、上峰町及び吉野ヶ里町
⑤ 事業開始予定日		平成20年6月1日	平成20年6月1日	平成20年6月1日	平成20年6月1日	平成20年6月1日

注：1号→90cm/4kg超の役務、2号→3時間以内の送達の役務、3号→1,000円超の料金の役務

## 2 3時間審査

① 最長時間経路	始点				58.0km 松山市・浅海本谷	31.6km 基山町・三国交差点
	終点				伊予市・喜多灘駅前	神崎市・仲田交差点
② 提供区域の審査	主な送達手段				普通自動車等	軽四輪自動車
	引受等時間				25分	50分
	実測時間				走 111分 合計 136分	走 109分 合計 159分
	ATIS計測時間				走 112分 合計 137分	走 118分 合計 168分
③ 道路交通法令の遵守				○	○	

注：「実測時間」及び「ATIS計測時間」欄の「走」は走行時間、「合計」は引受等所要時間と走行時間の合計を示す。

## 3 事業収支見積り及び資金計画等(単位：百万円)

① 事業収支見積り [委員限り]	初年度/全体					
	翌年度/全体					
② 算出方法	収入	契約が見込まれる者との間で予定 する契約額を基に算出	契約が見込まれる者との間で予定 する契約額を基に算出	契約が見込まれる者との間で予定 する契約額を基に算出	顧客へのヒアリング結果を考慮し て算出した推定取扱信書便物数に予 定単価を乗じて算出	顧客へのヒアリング結果を考慮し て算出した推定取扱信書便物数に予 定単価を乗じて算出
	支出	支出項目ごとに単価を積み上げる こと等により算出	支出項目ごとに単価を積み上げる こと等により算出	支出項目ごとに単価を積み上げる こと等により算出	設備等を共用するその他の事業と の収入比により案分して算出	設備等を共用するその他の事業と の収入比により案分して算出
③ 所要資金/調達方法[委員限り]						
④ 業務委託等の有無		—	○	—	—	
⑤ 自動車輸送等に係る行政庁の許可等		○	○	○	○	

注：「事業収支見積り」欄の「収」は収入、「支」は支出を示す。

「事業収支見積り」欄の「全体」は申請者が行う事業(特定信書便事業を含む。)全体の収支を示す。

## 特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

特定信書便事業の許可申請のあった10者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても適当であると認められる。

## 1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が差出人から直接引き受けることから、秘密の保護のため適切である。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が配達し、受取人に直接引き渡し、又は、受箱等へ投函することから、秘密の保護のため適切である。	適
委託	委託契約書においても、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課されており、秘密の保護のため適切である。 (委託予定申請者1者)	適

## 2 事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

項目	審査概要	適否
事業収支見積り	対象年度 いずれの申請者についても、初年度、2年度とも黒字となる見込みである。	適
	算出方法 収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額等又は顧客へのヒアリング結果を考慮して算出された推定取扱通数に予定単価を乗じた額としており、適正かつ明確に算出している。支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する貨物運送事業等との按分等による額としており、適正かつ明確に算出している。	適
3時間審査 (2号役務)	3時間以内に送達可能であることが実測と ATIS で立証されている。 (2号役務提供予定申請者3者)	適
役務内容が法に適合していること	申請のあった役務内容はそれぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。	適
委託	特別の事情及び取扱いの責任が明確である。第三者の再委託も禁止されている。	適

## 3 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適正かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金又は借入金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

## 4 欠格事由に該当しないこと。

いずれの申請者とも該当なし。